

よりそい弁護士制度

判決後・審判後も、誰一人取り残さない社会に向けて

～弁護士会は社会復帰を支援します～



誰でも、適切なタイミングで支援を受けることができれば、住まい、仕事、居場所など、社会内で安定した生活する基盤を築ける可能性が高まります。

そこで、兵庫県弁護士会では、拘留所・刑務所や鑑別所・少年院を出た方の兵庫県内での社会復帰を中心に支援しています。

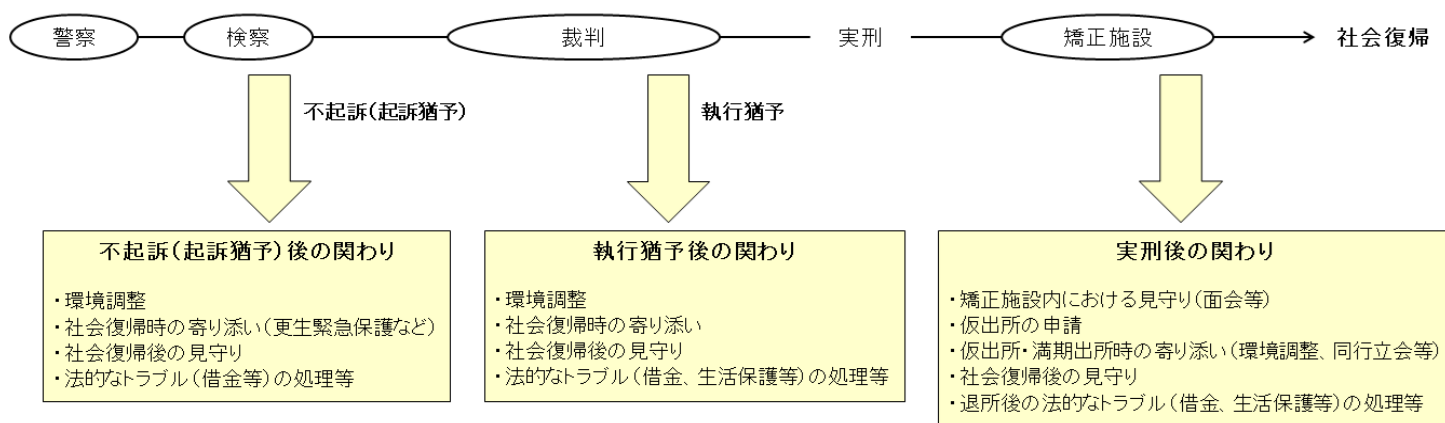
兵庫県で社会復帰を検討しているのであれば、全国の刑事・少年事件の当事者や親族、各収容施設や自治体からのご相談いただけます。※詳細についてはお問い合わせください。

利用可能な場合は、弁護士が本人と面談し、支援内容について検討します。

(但し、事案により又は課題により一部の要望に応じられない場合もあります。また、被支援者が社会復帰のために自ら努力する意思を失った場合や、よりそい弁護士からの必要有益な指導助言を合理的な理由なく受け入れない場合は、支援を打ち切らざるを得ない場合もあります。)

詳しくは、利用例をご覧ください。

「よりそい弁護士制度」のイメージ



兵庫県弁護士会

〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通1丁目4番3号

TEL: 078-341-7061

これまでの事例

発達障がいをもつ少年と両親との関係が良くないため、帰住先支援を求めた

帰住先の写真を撮影・提示してイメージを持ってもらう
仮退院の迎えを行う
定期訪問・相談



家族が受刑者の受入を拒否しており帰住先が未定のため、支援を求めた

施設で複数回の面会
帰住先施設への同行
生活保護申請を行った



知的障がいをもつ受刑者が失踪宣告を受けているため、必要な戸籍回復の手続きの支援を求めた

裁判所への手続
仮釈放された本人の居住する救護施設における調査
生活保護の支援をしたNPOと連携し、戸籍回復



市の福祉課や地域生活定着支援センターの支援を受け、更生支援計画を策定し判決後の入院等が決まっていたが、本人の地域のつながりが全くなかったため支援を求めた



生活保護の同行申請や担当課への同行
地域の支援者・家族のつながりの調整